

銚子市放課後児童クラブ

指定管理者募集要項

令和 7 年 8 月

銚 子 市

問い合わせ先・申請書類提出先

所 在 地	〒 2 8 8 - 8 6 0 1 千葉県銚子市若宮町 1 番地の 1 銚子市子育て支援課
電 話	0 4 7 9 - 2 4 - 8 9 6 7 (直通)
メー ル	kosodate@city.choshi.lg.jp
ホームページ	http://www.city.choshi.chiba.jp/

目 次

第1	指定管理者導入の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	施設の名称、所在地及び延床面積	
2	対象児童	
3	定員・入所児童数・支援員数	
第3	基本的な業務の範囲及び管理の基準・・・・・・・・	2
1	業務の範囲	
2	指定期間	
3	指定管理料	
4	放課後児童クラブ使用料	
第4	申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	応募資格	
2	募集に関する事項	
3	提出書類	
4	提出書類についての留意事項	
5	プレゼンテーション審査	
6	スケジュール（予定）	
第5	指定管理者候補者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	選定方法	
2	選定基準	
3	選定についての留意事項	
第6	指定管理者の指定及び協定の締結・・・・・・・・	7
1	指定管理者の指定	
2	協定の締結	
3	指定管理者と協定を締結しない場合	
第7	指定管理者の指定の取消し等・・・・・・・・	7
1	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	
2	当事者の責めに帰すことができない事由による場合	
	【別表】指定管理者候補者の審査・選定に用いる評価項目等・・・・・・・・	9

第1 指定管理者導入の趣旨

銚子市放課後児童クラブの設置目的を踏まえ、より効率的な管理運営を行い、利用者へのサービス向上及び経費の節減を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、銚子市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年銚子市条例第21号）第2条の規定、銚子市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成17年銚子市条例第23号）に基づき、銚子市放課後児童クラブの管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

第2 施設の概要

募集対象施設の概要は、次のとおりです。

1 施設の名称、所在地及び延床面積（令和7年8月1日現在）

清水放課後児童クラブ

旧清水幼稚園園舎（清水町2894番地）	144.09㎡
---------------------	---------

飯沼放課後児童クラブ

飯沼小学校校舎1階・2階（前宿町1200番地）	84.00㎡
-------------------------	--------

明神放課後児童クラブ

明神小学校校舎1階	122.24㎡
-----------	---------

明神小学校敷地内別棟（明神町1丁目1番地）	66.20㎡
-----------------------	--------

本城放課後児童クラブ

旧本城幼稚園園舎（本城町4丁目226番地）	612.00㎡
-----------------------	---------

春日放課後児童クラブ

旧春日幼稚園園舎（春日町287番地）	515.65㎡
--------------------	---------

高神放課後児童クラブ

高神小学校校舎2階・3階（犬吠埼10222番地の1）	212.00㎡
----------------------------	---------

海上放課後児童クラブ

旧海上幼稚園園舎（垣根町1丁目169番地）	517.00㎡
-----------------------	---------

豊里放課後児童クラブ

豊里地区コミュニティセンター1階・2階和室（集会室110㎡を共用） （笹本町359番地の1）	61.30㎡
---	--------

※ 今後、小学校の余裕教室が活用できた場合や用途の変更等により、所在地・延床面積が変更になることがあります。

2 対象児童 小学校1年生から6年生まで

3 定員・入所児童数・支援員数

(単位：人)

クラブ名	定員	令和6年4月1日 現在		令和7年4月1日 現在	
		児童数	支援員数	児童数	支援員数
清水放課後児童クラブ	50	32	3	43	4
飯沼放課後児童クラブ	40	17	3	18	4
明神放課後児童クラブ	60	50	5	42	3
本城放課後児童クラブ	50	41	3	44	4
春日A放課後児童クラブ	100	49	5	37	4
春日B放課後児童クラブ		51	4	49	5
高神放課後児童クラブ	50	42	4	35	4
海上A放課後児童クラブ	100	48	5	55	4
海上B放課後児童クラブ		48	4	52	5
豊里放課後児童クラブ	40	34	4	43	5
計	490	412	40	418	42

第3 基本的な業務の範囲及び管理の基準

1 業務の範囲

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第5号の規定に基づく放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関すること。
 - (2) 各放課後児童クラブの施設・設備の維持管理及び修繕に関すること。
- ※ 詳細は、銚子市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書のとおり。

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

3 指定管理料

毎年度、予算の範囲内で支払うものとし、金額は市と指定管理者が協議をした上で、会計年度ごとに協定で定めるものとします。

なお、指定管理者は毎年10月に翌年度の予算書を市に提出するものとします。

4 放課後児童クラブ使用料

市が決定、通知及び徴収を行います。

第4 申請の手続き

1 応募資格

指定管理者に応募できる者は、次のすべての要件を満たす法人又はその他団体（以下「法人等」という。）であることとします。

なお、子ども・子育て支援新制度に基づき、多様な事業者の受入れを促進するため、法人等は株式会社、NPO法人を含みますが、個人での応募はできません。

- (1) 市内に本・支店、営業所等を設置している者又は指定管理者に指定された場合、令和8年2月28日までに設置できる者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市から一般競争入札への参加資格を取り消された者でないこと。
- (3) 銚子市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納のない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (8) 法人等の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団関係者でないこと。
- (9) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること。
- (10) その他市長が指定管理者としてふさわしくないと認める者でないこと。

2 募集に関する事項

8施設（10支援単位）全体を一括して応募してください。

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和7年8月1日（金）から9月10日（水）まで
（土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所 銚子市子育て支援課 窓口

銚子市ホームページからダウンロード

(https://www.city.choshi.chiba.jp/kurashi/page0801_00024.html)

(2) 募集事項等に関する質問

ア 受付期間 令和7年8月1日(金)から8月18日(月)午後5時まで

イ 受付方法 募集要項等に関する質問書(様式2)を子育て支援課にメールで提出

※ 提出時に必ず到達確認を行ってください。

ウ 回答方法 銚子市ホームページに一括で掲載

(3) 施設見学

ア 受付期間 令和7年8月1日(金)から8月18日(月)午後5時まで

イ 受付方法 施設見学希望届(様式3)を子育て支援課にメールで提出

(4) 申請書類の受付

ア 受付期間 令和7年9月4日(木)から令和7年9月10日(水)まで
(土・日曜日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 申請方法 子育て支援課に持参

3 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

(1) 銚子市公の施設の指定管理者指定申込書(様式1)

(2) 銚子市公の施設の事業計画書

(3) 銚子市公の施設の管理に関する業務の収支予算書

(4) 登記事項証明書(法人の場合)

代表者の身分証明書(法人以外の団体の場合)

(5) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

(6) 国税及び地方税の納税証明書(公募の開始以降に交付されたものに限る)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

市税においては、滞納のない証明書

(7) 直近3年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(8) 雇用計画書

(9) 暴力団排除措置に関する同意書・役員等名簿(様式4)

(10) その他市長が必要と認める書類

※ 審査のため、追加で書類の提出を求める場合があります。

4 提出書類についての留意事項

(1) 提出書類は、正本1部、副本9部を提出してください。

- (2) 提出書類は、3に記載されている順番に、フラットファイル(A4)に綴じ、書類の種別ごとに番号及び項目名を記載した仕切紙を挿入し、番号を記載したインデックスを付けてください。

また、フラットファイルの背表紙にタイトル(銚子市放課後児童クラブ指定管理者指定申込書)及び法人等名を記載してください。

- (3) 銚子市公の施設の管理に関する業務の収支予算書の作成にあたっては、指定期間開始年度である令和8年度分のみを作成してください。

なお、支援の単位及び児童数は、第2の3の令和7年4月1日と同数を見込むこととします。

5 プレゼンテーション審査

応募書類の審査の終了後にプレゼンテーション審査を実施します。申請者に対し、提案いただいた事業計画等の内容について説明を求めるとともに、不明な点について質疑を行います。

- (1) 開催日 令和7年10月1日(水)
(2) 開催場所 銚子市役所 3階 庁議室

6 スケジュール(予定)

内 容	期 日
募集要項等の配布	令和7年8月 1日(金)から 令和7年9月10日(水)まで
質問の受付	令和7年8月 1日(金)から 令和7年8月18日(月)午後5時まで
施設見学の受付	令和7年8月 1日(金)から 令和7年8月18日(月)午後5時まで
質問の回答 (銚子市ホームページに掲載)	令和7年8月22日(金)
申請書類の受付	令和7年9月 4日(木)から 令和7年9月10日(水)午後5時まで
プレゼンテーション審査 (指定管理者候補者の選定)	令和7年10月1日(水)
指定管理者の指定の議決 (銚子市議会)	令和7年12月
協定の締結	令和8年3月

第5 指定管理者候補者の選定

1 選定方法

- (1) 銚子市放課後児童クラブ指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における応募書類の審査及びプレゼンテーション審査を実施します。
- (2) 選定結果については、選定後、申請者に対して書面により通知します。
なお、指定管理者となるためには銚子市議会の議決が必要なため、議決後に確定し、その旨を通知します。

2 選定基準

指定管理者候補者を選定する際の評価項目・評価内容は別表のとおりとします。

3 選定についての留意事項

- (1) 審査の対象から除外となる場合
 - ア 複数の事業計画書を提出した場合
 - イ 申請書類の提出方法・提出先・提出期限が守れなかったとき
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの
 - オ 申請者若しくは申請者の代理人その他の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合又は選定委員会委員に個別に接触した場合
- (2) 申請内容の変更の禁止
提出された書類の内容については、軽微なものを除き変更することはできません。
- (3) 申請の取消し
申請書類を提出した後に取り消しをする場合は、取消届（任意様式）を提出してください。
- (4) 申請書類の取扱い
提出した書類は、一切返却しません。
- (5) 費用負担
申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。
- (6) 情報公開
提出された書類は、銚子市情報公開条例（平成10年銚子市条例第19号）に基づく公文書開示請求により、開示する場合があります。

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者候補者は、12月の銚子市議会の議決を経て指定管理者に指定されます。

2 協定の締結

業務内容に関する事項、管理の基準等に関する事項、市が支払う指定管理料に関する事項、利用者の個人情報の取扱いに関する事項及び事業報告書に関する事項等の施設の管理に必要な事項について、指定管理者と市との間で協定を締結するものとします。

なお、締結する協定は、指定期間を通じて基本的な事項を定めた基本協定と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた年度協定となります。

3 指定管理者と協定を締結しない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、市は指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。その場合、指定管理者に損害が発生しても、市は賠償の責めを負いませんが、協定を締結しないことに伴う市の損害については、指定管理者に賠償請求することがあります。

- (1) 銚子市議会において指定管理者の指定議案が否決されたとき
- (2) 第4の1の応募資格の要件を欠いたとき
- (3) 倒産又は解散したとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

第7 指定管理者の指定の取消し等

1 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合、市は指定を取り消すことができるものとします。この場合、指定管理者は市に生じた一切の損害を賠償する責めを負うものとします。

また、指定取消し後も、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理業務を遂行できるよう、必要な情報提供及び業務の引継ぎを行うものとします。

2 当事者の責めに帰することができない事由による場合

地震・風水害その他の不可抗力等、市及び指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について両者協議の上、対応を定めるものとします。

協議が一定期間内に整わない時は、いずれの当事者も相手方に対し書面により事前通知を行うことにより、本協定を解除することができます。この場合においても、次期指定管理者による管理業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、指定管理者は誠実に引継ぎを行うものとします。

【別表】

銚子市放課後児童クラブ

指定管理者候補者の審査・選定に用いる評価項目等

評価項目	評価内容
運営理念について	・「公の施設」としての経営方針・理念
	・放課後児童健全育成事業への意欲・熱意
	・適切な職員配置と法を遵守した労働条件での雇用計画
	・適正な単価や明確な根拠で経費が積算されているか
児童健全育成に関する事項	・児童育成支援の目標や計画についての考え方
	・要支援児童、障害児の受入れについての考え方
	・発達段階に応じた遊びや生活についての考え
	・おやつの提供についての考え方
	・保護者及び学校等の関係者との連携
	・トラブル防止のためのチェック体制や対処方法
管理運営に関する事項	・支援員の専門知識や技能、接遇向上のための研修計画
	・放課後児童クラブ全体の指揮命令系統や責任権限は、明確か
	・緊急時における組織対応や連絡体制は明確か
	・施設の現状把握や施設管理上のセキュリティ体制
	・個人情報保護に関する考え
	・防犯・防災マニュアルの策定や訓練の取組み
団体の安定性、継続性	・放課後児童クラブに類似した施設や業務の実績
	・団体の事業活動や財務状況の安定性
	・第三者評価の受入れについて
その他	・市が支払う指定管理料により、管理運営を行うことができるか
プレゼンテーション審査評価	・応募の理由と意欲
	・運営引継ぎ計画
	・市・地域と連携し事業に取り組む姿勢について